次のとおり随意契約の相手方を決定した。

なお、この公示は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成25年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 平成25年度災害廃棄物(雫石・滝沢環境組合不燃物)処分業務 5,000トン
- 2 契約に関する事務を担当する課、室等の名称及び所在地 岩手県環境生活部廃棄物特別対策室 岩手県盛岡市内丸10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成25年9月20日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 雫石・滝沢環境組合 岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字中鵜飼55番地
- 5 随意契約に係る契約金額
 - (1) 管理型土砂混合くず 1トン当たり21,370円
 - (2) ふるい下くず 1トン当たり22,510円
- 6 随意契約によることとした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号) 2010年2014年11月12日 1月12日 1月12
 -)第10条第1項第1号に該当